

と認めます。委員の選出ににつきま  
しては、委員長から御指名いたします  
千人、合計二百六萬九千人になつてお  
ります。これは昭和二十一年六月末の  
○中野重治君 結構でございます。  
○委員長(原虎一君) それでは速記を

(第八部)

第一回 参議院労働委員会 會議録 第二十二号

(五〇二)

付託事件

- 労働基準法の適用除外規定設定に關する陳情(第三五二二号)
- 失業手当法案(内閣提出、衆議院送付)
- 失業保険法案(内閣提出、衆議院送付)
- 企業再建整備その他に關する陳情(第三四四三号)
- 労働基準法第四十條の特例に關する陳情(第三四四四号)
- 労働者教育充実に關する陳情(第四百四十五号)
- 積雪寒冷越冬手当即時支給並びに越冬衣具特別配給に關する請願(第四百五号)
- 公務員の特遇改善に關する請願(第四百二十一号)
- 別府市の勤務地手当地域給を特地上げることに関する陳情(第五百三十号)
- 公務員の特遇改善に關する陳情(第五百四十二号)
- 公務員の特遇改善に關する請願(第四百五十五号)
- 雪害地手当支給に關する請願(第四百六十五号)
- 公務員の特遇改善に關する請願(第四百八十三号)
- 各縣吏員の暫定加給國庫補助等に關する陳情(第五百六十三号)

本日の會議に付した事件

- 失業手当法案
- 失業保険法案
- 委員長(原虎一君) それでは只今から委員會を開会いたします。失業保険法及び失業手当法について、御審議を願います。只今より専門調査員柴田君から、衆議院側の修正について報告をいたします。
- 専門調査員(柴田君) それでは衆議院で失業保険法案、失業手当法案に關しまして、修正せられた分のみをここに朗讀いたします。先ず失業保険法案から始めます。その第四條、第四條の見出しが「報酬」となつておりますが、これを「賃金」に直します。そうして第四條は、「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞與、その他名称の如何を問はず、労働の対價として事業主が労働者に支拂すべきものをいふ。但し、賃金中臨時に支拂われるもの、三箇月を超える期間ごとに支拂われるもの及び通貨以外のもので支拂われるものであつて命令で定める範圍外のもの、この限りでない。行が変更して、二項になりまして、「前項但書の賃金中通貨以外のもので支拂われるものの評價に關し必要な事項は、命令で、これを定める。この二項になつております。五條は、その一項の「標準報酬によつて」というのを「被保険者の賃金に基いて」と直します。それで第二項を削ります。それから十四條であります。第十四條はその一項に、被

保険者であつた期間は、月を以て計算し、その次の「その計算は、被保険者の資格を取得した月から、これを起算し、その資格を喪失した月の前月を以て、これを止める」とそれを削りまして、新たにそれに附け加へまして、「各月において労働した日数(賃金が月、週等の一定の期間によつて定められた場合においては、賃金支拂の基礎となつた日数。以下同じ)が十一日以上であるときは、その月は、これを一月として計算し、その日数が十一日未満のときは、その月は、被保険者期間に算入しない」と訂正いたします。第二項は全部削除いたします。それから十七條は一項を全部削つてしまひます。そうして新たに修正案が全部入りするわけであります。その修正案全部を讀み上げます。

「失業保険金は、被保険者の離職した月以前において、被保険者期間として計算された最後の月及びその前月(月の末日において離職し、その月が被保険者期間として計算される場合は、その月及びその以前において被保険者期間として計算された最後の月)に支拂われた賃金の総額と、その期間の総日数で除した額によつて算定する。但し、その二箇月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは就業規則に基き昇給、その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の總額をその期間の総日数で除して得た額によつて算定する。」

二項としまして、「前項の額が左の各号の一によつて計算した額に満たないときは、失業保険金は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一によつて計算した額によつて算定する。一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高制その他の請負制によつて定められた場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の總額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の七十二(賃金の一部が、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の總額をその期間の総日数で除した金額を前号の金額との合算額)」

三項、失業保険金は、労働大臣の定める失業保険金額表における賃金等級に屬する賃金に應じて定められた定額とする。但し、失業保険金算定の基礎となる賃金の最高額は、一日につき、百七十円を超えてはならない。」

四項、失業保険金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した賃金の額が、四十円以上八十円未満の賃金等級に屬する場合には、その賃金の額の百分の六十に相當する額、その賃金の額が八十円以上百七十円以下の賃金等級に屬する場合には、百七十円に屬する額の百分の四十を最低の率として減した額が十円(十円未満のものを含む)以上四十円未満の賃金等級に屬する場合には、十円に屬する額の百分の八十を最高率として減した額によつて算定

した額を基準とした金額とする。」

五項、労働大臣は、総務廳統計局の發表する毎月勤勞統計に基いた工場労働者の平均給與額が、失業保険金額表の制定又は改正がその効力を生ずる月におけるその統計に示された当該平均給與額の百分の百二十五を超えるに至つたことを認めたとときは、失業保険金額表を改正し、その平均給與額の上昇した比率に應じて、前項の賃金等級に屬する賃金額を引上げ、その賃金等級に應ずる失業保険金の額をあらたに定めなければならない。但し、前項の賃金等級における失業保険金の額と賃金額との比率は、これを變更してはならない。

前項の規定によつて失業保険金額表が改正され、その効力が生じた後においては、失業保険金は、第三項及び第四項の規定にかかわらず、改正された当該失業保険金額表によつて支給されるものとする。

支給資格者は、第十六條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた、失業の期間中、自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、その収入の額が失業保険金算定の基礎となつた賃金の百分の八十に相當する額を基準とする金額に達しないときは、失業保険金の支給を受けることができない。この場合における失業保険金算定の方法は、政令でこれを定める。

支給資格者が、健康保険法第五十五條の規定によつて傷病手当金の支給を受ける場合においては、失業保険金の額は、その者に支給すべき失業保険金の

額からその支給を受けるべき傷病手当金の額を控除した残りの額を支給する。

それから第十九条失業保険金は、支給資格者が、公共職業安定所に、そこまでは受らないのであります。それから受ります。安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において、失業の日数が通算して七日に満たない間は、これを支給しない、但し、失業保険金の支給を受けることができる者が前條に規定する一年の期間内において再び就職した後離職した場合は、この限りでない。それだけが十七條であります。

その次は二十一條であります。二十一條は、すつと二項は変更がありませぬ。その一項の「二、三、三号です。」「就職先の報酬、その「報酬」と「賃金」と直します。それから又すつと下の方に、「二一般の報酬水準」とあります。その「報酬を「賃金」と直します。それから四号が加わります。今の四、現在の、その修正前の四が五に直りまして、そうして三号とその五号の間に四号が加わります。

「四職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に支給資格者を紹介したとき、これが四に入ります。それから前の四が五になつて、「その他理由があつたときは、」です。そのあとへ一項が加わります。

「公共職業安定所は、支給資格者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。」

その次は二十二條、二十二條の一項は変更はありません。二項が加わりまして、二項が入ります。

「公共職業安定所は、被保険者の職が前項に規定する事由によるかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。」その次は二十四條であります。その見出しの、「支給方法及び支給期日」となつてゐるのを、「支給期間」となりませぬ。衆議院の本会議に出したものは期間になつております。政府から頂いたものは「期日」になつております。衆議院で議決したものはこれになつております。それから……

○委員長(原虎一君) それでは総理大臣が出席になりましたので、総理大臣に対する質問を願うことにいたしました。一應今のこの法案の修正箇所の報告を中止することにいたします。

○堀末治君 私は本日、日頃信じておりました、片山首相が、政務誠に御繁忙の中を、特に本委員会に御出席を願いましたこの機会において、現段階における労働関係その他二三の問題について、首相の抱懐する御所見と、政府としてこれらの問題に対処せらるる御方針とお伺いしたいのであります。先ず第一に首相が常に我が日本民族の間に眞の精神革命が行われるのであるならば、到底我が國の民主國家、平和國家の建設ができないと申述べておられますが、不肖私も年來の信念、主張よりして、我が民族に精神革命が行われなくては眞の平和國家の建設は思へず、我が民族の繁栄は到底期し得られんと確信するものであります。私は本来産業人ではあります。この不足の

資源に高度の科学技術を加えることによつて相當に國家の繁栄を期し得ることと確信いたしておりました。この方面から飽くまでも祖國の再建に盡力したいと思ひますが、又御力ながら、精神方面からも何程かのお役に立ちたいとの念願から議員の末席を汚した次第であります。従つて首相が提唱せられる精神革命運動には満腔の賛意を表する者であります。然るにこの政府においては、この重要な課題に対して、果してどれだけの熱意を以て如何なる施策を行なつておるか、その行われる施策その他が貧困なるのに遺憾を感じると共に、失望いたしておるのであります。先般も本院の自由討議におきまして、「道義の高揚について」という題に各議員からそれ、有力な御発言があつたのであります。遺憾ながら首相の御臨席がございませぬので、あなたのために御所見を拜聴する機会を得なかつたことを非常に遺憾に存するのでございませぬが、先ず第一にこの点についてあなたの御所見を拜聴したいと存するのであります。

次にお尋ね申上げたいのは最近の労働情勢であります。あなたの社会党は勤労大衆の絶大な支持の下に、今春の総選挙に第一党を勝ち得られて、見事に内閣を組織せられました。その後これらの人々が最も待望して止まなかつた労働者が設立せられ、その方面のエキスパートとして自他共に許しておる米窪大臣が御就任になり、次いで労働基準法の施行と共に、職業安定法、失業保険法も間もなく施行せらるるなど、勤労大衆に對しましては、眞に画期的な処置が着々講ぜられております。

これら大衆の地位が漸次世界的な水準に向つて向上しつゝあることにつきましましては、同胞の一人として同慶に堪えないのであります。而して祖國の再建の第一歩は、労資が眞に一体となつて生産増強に挺身せられる点にかつておるものと確信いたす者であります。併し最近の労働情勢を見ますと、果してどんなものでございませうか。彼の全通の中京地協の山猫争議の如きは、國民の最もひんしゆくすところであつて、公共の利益を無視した最も非民主的な行爲であると断言して憚らないものだと思つてあります。そうしてかような危険な争議が隨所に行なわれておりますことは、先日常で米窪大臣が御説明になつたところで明らかであります。この度行なわれた中労委の全通提訴に対する調停案を繞つて、今後幾多のかような波瀾が巻き起されるのではないかと想像されるのであります。誠に寒心に堪えないものがございませぬ。私共初め國民一般があなたの内閣に非常に期待した労働行政が、かくも危殆に瀕したところについては、私は非常に失望を感じております。あなたはこれら情勢に對して如何に見、如何に考へ、如何に対処せられようとおられますか、この点について特別にお伺いしたいと思つてあります。

第三にお尋ね申上げたいのは、最近頻りに激しくなつて参りましたと思われる共産黨のフラインク活動であります。労働組合の繁達はまだ幼稚であります。我が國の現段階において、この種の活動を許容することは、一部指導者の独裁に陥り、戦時中の軍部独裁と交りなような情勢が各方面の労働組合に発

生しておるように思われます。而して改めて申上げるまでもなく、世界の民主義陣營が二大方向に向向されておることは御承知の通りであります。隣邦中華人民國の如きは武力に訴えてその両派が鏖つておるといふことは、誠に世界の平和のために情ないことではなからうかと思つてあります。が、その余波は我國の現狀に影響するところ又頗る大きいものがあるのではあるかと、実はかように思つてあります。従つて我が國としては今においてこの問題に對して、断然とした方向を定め、國民の向うところを誤らしむることなきようするのなれば、國家百年の大計を誤るのではないかと、かように心配されるのであります。巷間傳うるところによりますれば、あなたの

社会党には常に両派があつて、相争うておるようになり承るのであります。政治に初心な私の誠に不可解に思つておるであります。以上の所見から、國家の前途に對して非常に深憂に堪えないものが感ぜられるのであります。これに對して一世の経世家として評判の高いあなたの御指導を蒙りたいとかやうに思つてあります。

第四には、我が國の人口問題であります。これが、これ又改めて申上げるまでもなく、敗戦の結果、我が國土は極度に狭められ、僅かに三十八万平方キロメートルの中に、昨日発表せられた七千八百万の人口を包容しなければならぬといふ、かような状態がございませぬ。而して我が國民の生活力は、意外に旺盛であつて、この困苦欠乏の中にあつても、尙且人口の増加を見ることがある状態がございませぬ。従つてこの人口問題の解決は、我ら民族に課せられた

公衆であるといふ觀念に徹せしめるべき

最も重大であり、且喫緊なる問題であるとかように思ふのであります。途上産見制限問題が眞剣に論議せられるのを聞くのであります。私は信念的にさような方法を以て、生れ出す人人を調節すべきものではない。かように思ふのであります。ただ併し考えを見まするのに、いかに國土が狭いといひましても、この未利用資源を開発して、これに高度の科学技術を加えてこれを製品化して行くならば、八千万の人口は恐らく養ひ切れるのではなからうか。そう面倒なことではなからうか。かように思ふのであります。そしてこの問題に対しては、私共渾身の努力を傾けて、是非解決をしなければならぬ。かように思ふのであります。併しこれから殖えて来る人口を一体どうするか、かような問題でございませぬ。全世界を見まするといふと未開発のままに取残されておる土地が随所に見られるのであります。これらを開発して、人類福祉のために提供すること、これは、独り全人類は申すまでもなく、世界の各國も当然な義務ではない。崇高な義務であらうかと考へるのであります。従つて起つて來るところの問題は、今後増加する我が民族の移民問題であります。軍部が強引に無暴な戦争を起した所以も、ある程度この問題解決の思想が根柢をなしておつたのではなからうか。かように思ふのであります。先般も英國の議員團來朝の際、W・テリリングというお方によつて、我が國の移民問題を取上げられたことは誠に有難いことで、大早急な働きを願ふような思いで新聞報道を認んだのであります。いづれこれらの問題は、講和條約の締結の際に取

上げられる重要問題だと思ひますが、私としては是非これが円満なる解決によつて、我が日本民族が世界の隅々まで出掛けた行つて、眞に平和愛好の民として、謙虚で而かも勤勉な人々として、全世界に愛好せられ、且全人類の福祉に貢献するようにならんことを切望して止まない次第であります。政府はこれらに対して果してどれ程の準備をなさつておられるか、尙又それらに対する首相の御意見を承ることができれば誠に仕合せと思ふのであります。これらのことは、外交に關係することでございますので、御都合によりましてはこの質問が速記録から抹殺されても差支えございません。尙又首相の御答弁が速記に載らぬにお聞かせを願ふことも一向差支えございません。どうぞ以上の四点について御所見を承ることができれば誠にありがたいことであると思ひます。

○國務大臣(片山哲) 只今堀君から國家の前途について眞剣に御検討され、いろいろの御所見をお洩らし下さりましたことは、誠に私も敬意を表するところであります。お互い如何にして我が國を再建するか、如何にかつたことについては、眞剣に各材料を持ち寄つて検討しなければならぬと思ふのであります。つきましては、只今の御質問に應じて私の考えをお答えいたしたいと思います。

第一の精神革命あるいは文化昂揚、新日本建設運動に關する問題であります。成る程この追加予算面に具的、これだけの文化事業をやつておる、これだけの精神昂揚、あるいは道義発揚に關する具体的な事項をやつておる

というふうなことを取り上げて申す程度には達してないといふ私も認めざるを得ないのであります。誠に遺憾でありまして、予算面において、あるいは具体的施策によりまして、文化面に、平和事業面に、相當の費用を計上する運びには至つていないのであります。それよりも前になすべきことといたしまして、今日のこのインフレを防止し、危機を突破し、食糧の不足を如何にして國民全体に公平に配分するか、こゝういふ危機問題、経済的な重要な問題から、これを先ず乗り切つて祖國を再建して、そして我々はこれから文化國家建設に乗り出さなければならぬといふ具体的な問題を先ず取り上げなければならぬと思ふのであります。

そこにおいて政治を行い、経済を充実し、産業を再建し、財政を健全に組み立てて行くための心構えといたしまして、同時に精神上の動き、道義昂揚の動きもして行かなければならぬ、この点において私も特に力を入れておるのであります。即ち食糧が足りた後にいろいろの施策をしなければならぬ、例へば憲法よりも飯が先だといふ言葉に應じて、憲法の制定を遅らして食糧問題に専念しておるといふようなやり方をしないで、食糧の増産に、産業の強力化に、経済の充実

に、こゝういふような経済的國家再建の努力を一面においてなしつつ、同時に精神昂揚の運動、文化建設の運動をやつて行く、経済上において金額を文化方面に多く出し得ないが、併しその足りないところは精神運動で補充して、そして両々相俟つて二つの運動を並行してやつて貰いたい、こゝういふふう

に考へておるのであります。乏しき資源の下におきましては誠に口を言ふ得ないことでありまして、満足はいたしておりませんが、これによるより外に方法はないのであります。お互いに乏しきを分けあつて、行かなければならない、お互いに耐乏しつつ祖國再建に邁進して行かなければならない、それには國民全体が體を排斥し、閉は國辱であるといふ意識に徹し、正しく汗水垂らして働いて行くということが國家のために必要なことである、こゝう建前に徹する精神的な、切替を要望いたしておるのであります。消費も一つ節約して行こう、お互いに無駄を省いて行こう、家庭においても主人公一人慰安を求め、あるいは樂しむといふようなことをせめて、一家全体が乏しきを分け合つて、耐乏に徹して行こう、それを扱げまして國民全体が耐乏生活をして、祖國再建のためにそれぞれ努力しよう、こゝういふことに進んで行くことを要望いたしておるのであります。もう一つ言ひ換えて見ますならば、政治的に制度の改革と共に、文化國家を建設するためには、文化國家建設の費用を國民全体がそれぞれの方に應じて、能力に應じて担当して行こう、自分は知らない、自分は自分だけのことをやつておればよいのだ、こゝういふような考えを捨て、國民全体が能力に應じて、大小に拘わらず國家再建の費用を分担して行かないことには、文化國家といふもの建設が具体的に上つて來ない、こゝういふ意味を要望して止まないものであります。政府は努力しておりますけれども、甚だ力が足りませんが、併し官吏制度の改革、警察制度の改革官吏は國民の

公僕であるといふ觀念に徹せしめるべく最大の努力を拂つております。更に又國民運動を展開するためには、關係が手分けをいたしまして各地に、殊に農村地帯にも出かけてまして、親しく國民に直接に懇えて、政府は國民のために、國民の利益のために、仕事をするのであつて、在來のような官僚的な封建的なやり方を一擲いたしておるのであります。こゝういふことを実践行しようとする努力いたしておるのであります。甚だ困難でありまして、今日唱へましてそれが直ぐ効果が見れないのであります。相當の時日を要しなければならぬので、実にこれは國民の協力、國民の理解に俟たなければならぬと存じております。一段と更に努力をいたしまして、精神的に道義昂揚のために、文化國家建設のために、更に御趣旨に副うべく努力いたしたい考へてあります。

第二の争議の問題であります。御指摘の通り自分の立場さえよければいいといふようなやり方は、最も排斥すべきであります。お互いに新らしき國家を建設しようとするためには、國民全体の協力を求めなければなりません。特に勤勞労働大衆を指導されておられます労働組合が最も健全に進むことを要望いたしておるのであります。労働組合は産業を發展せしめて、國家経済の隆昌を企図する經濟的發展に大いに寄與する運動に進んで貰なければならぬと考へておるのであります。この意味においてやたらに非合法的に、あるいは暴力的に進まれることは勿論許さるべきことではないのであります。特に國民全体に不利益を與へ、國民全体の公正なる批判に應



えて、正しいと思われる運動に進んで  
買わなければならないのであります。  
し、第三の御質問のこのフタクショ  
ン運動と関連をいたしましてお答えを  
いたしたのであります。共産党の  
運動に対しては政府は権力を以て、  
あるいは法律の力を以てこれを抑え  
つけるということよりも、国民全体の  
批判力、国民全体の誤またざる判断力  
によつて、こういう運動はよろしくな  
い、こういう運動は過当である。こ  
ういふような批判が十分になされるよ  
うになつて行かなければならぬと思  
うのであります。つきましては、労働組  
合の自主的な運動によりまして、正し  
い運動が、勝を制し、矯激なる運動で  
あるとか、あるいは又過当ならざる運  
動が、段々と国民の鋭い批判を受け  
て、他の労働大衆全体の支持を得られ  
ない、こういうふうに進んで来るので  
はなかるうかと思つておるのでありま  
す。できるだけ政府といたしまして  
も、そういうふうな国民の正当な判  
断、正しき批判に類えたいと考へてお  
る次第であります。段々とそういう  
傾向に進むことによつて労働組合も健  
全なる発展をすることになるのであり  
ます。従つて労働組合の健全なる  
発展によつて、一國の産業も榮え、経  
済も隆昌となり、従つて財政も堅実な  
り、祖國は再建せられると、こうい  
うふうになるのであります。私共は  
非常な期待をもつて労働組合の健全な  
る発展を心から冀つておるような次第  
であります。

第四番目の人口の問題でありまし  
て、この点は堀君も御指摘になりまし  
たように極めて重大問題でありまし  
て、現下の我が國の情勢においては、  
いろいろこの問題について慎重なる検  
討をなし十分なる資料を集めまして、  
というやうな問題をこの事項の中に織  
込んで行くべきかというやうなことを  
検討いたしておるような次第でありま  
す。統計局におきましても、あるいは  
総務院におけるその他のこの問題に関  
する係におきましても、それぞれ研究  
いたしておるのであります。なお産兒  
制限の問題につきましても、やはり実  
際上の問題に乗り出して行く程度には  
まだ達していないのであります。こ  
れも研究中であります。この狭い土地  
の中にあります。人口の問題をどう  
取上げて行くかということはどうか今  
後の問題として頂きたいということ  
を冀つておるやうなわけでありませ  
う。いろいろな状態でありまして、只今  
堀委員の御指摘になりましたやうな  
四項目は誠に御尤もな点でありまし  
て、政府といたしまして十分御趣旨  
を尊重いたしまして、祖國を健全に育  
て上げて行くために十分なる用意をこ  
れからいたしたいと考へておる次第で  
あります。

○堀末治君 時間がないようでありま  
すから、この機会にもう一つ、これは  
何もこういう問題に関係したことは  
ございせんませんが、あるいは幸いに  
首相のお耳に入つておれば結構であり  
ますが、ちよつと一言申し上げたいので  
あります。それは実はこの間、私北海  
道の北の釧路港の問題で、その村  
の連中が陳情に見えた、その時に北  
海道廳の港灣課にあると言つた二つ  
の青寫眞を持つて来た。その青寫眞  
にポツダム宣言に決められた四十五  
度三分のあの線がちゃんと、宗谷の  
岬の一端と、利尻島に属するトド島

掛つておる赤い線の入つた地図を持つ  
て来た。誠に意外なこと、その地図  
を欲しいから置いて行つてくれんかと  
いつて頼んだのであります。道廳に  
たつたこれ一つよりないというのを借  
りて来たので置いて行くわけに行か  
ない、こういうことでありませう。さ  
うなことで実は私水産委員会にその陳  
情の説明に参つたときに、水産委員会  
そのことを申上げて注意を喚起して置  
いたのであります。誠にこれは重大  
な問題でありますので、幸に北海道廳  
の地図が間違つておれば結構であり  
ますが、若しも間違つておらないとい  
うことではあります。丁度宗谷岬の凡  
目測四キロ乃至五キロが引つかつて  
おる。これは非常に重大な問題であ  
ります。これは非常に重大な問題であ  
ります。若しもそういうことがお氣  
付になつて、幸に若しないうこと  
であれば結構であります。あるとい  
うことではあります。非常に重大と思  
ひます。この機会にちよつと御注意申  
上げて置きたいと思ひます。

○國務大臣(片山哲君) 調べまし  
て……  
○委員長(原虎一君) そういたします  
と、総務大臣は予算委員会に十一時半  
から出ることになつておりますから、  
他に御質問もあろうかと思ひます。し  
ても、その積りで……  
○竹下豐次君 総務大臣に極く簡単に  
お尋ねいたします。只今堀委員の御質  
問に対する御答弁の中に労働運動の趣  
向、どういふ方面に進みつつあるかと  
いうことについて総務大臣のお言葉の  
中には、段々國家本位に考へて運動を  
進めるやうになるだろうというやう  
な……言葉は違つたかと思ひます  
が、そういう意味のお言葉があつたか  
と思ひますが、その点がはつきり  
たしません。と申しますのは総務大臣  
の御希望であるかのようにも聞えまし  
たし、あるいは現在の運動の状態がそ  
ういふ誠に國民として望ましい方向に  
進みつつあるというふうな現在の運動  
を見てもおられるのか、その点がはつき  
りいたしませんからもう一度御説明願  
いたいと思ひます。

○國務大臣(片山哲君) 労働組合法の  
第一條に書いてあります通り、労働者  
の生活を向上して地位を上げるとい  
うことは、同時に産業を發展せしめ、経  
済をよくすることである、こういうこ  
とを明記されておりますが、大体  
政府といたしましてそういう方針で  
進んでおるのであります。即ち労働者  
の地位を上げなければいけない、ある  
程度にであります。上げなければ  
ならないが、併しそれには結局一國の  
産業の發展と脱み合せて行かなければ  
ならない。労働者の立場をよくな  
らば、後はどうもよいというのではな  
くして、一國の産業の發展ということ  
を十分に考慮しつつ脱み合せて、労働  
者の待遇なり、地位の向上を図つて、  
團結も認めて行かなければならぬとい  
う点を申上げたので、政府の方針とし  
てもそういうものであるし、又私の考へた  
し、労働組合は協力してもらわなけ  
ればならない。ここに労働組合の健全  
なる發展を心より冀つておる次第であ  
るといふ、こういう意味で申上げたの  
であります。

○竹下豐次君 只今の御説明によりま  
すと、総務大臣の組合運動及び組合員  
のこの後の向上についての御希望に止  
まるようでありませんが、現在の運動の  
状況、その傾向というものが、階級闘  
争を基にした一種の團体的、利己  
的な運動になる傾向を強く御察になつ  
ておりますか。あるいはそうでなくし  
て、本當に國家本位とか、あるいは民  
族本位とか、世界人類のためというよ  
うな大きな立場に向つて運動が進み  
つつあるか。いずれの傾向を持つてい  
るに、総務大臣は現在の状態を御察  
になつておられるのであります。この  
問題は政府の労働問題に対する施策  
の根本問題として、各方面に現われ  
くる問題だと思つておられますが、  
この点をお聴きしたいと思います。

○國務大臣(片山哲君) やはり政府の  
方針としても今申した方針であり、又  
私の希望としてお尋ねであります。実  
情といたしましては、必ずしもそれ  
れに副わないで、一部に矯激なること  
を要求し、矯激なる運動をする者があ  
るといふことは認めておられます。併し  
それをどう扱つていくかということに  
対しましては、我々の方針としては健  
全なる發展を祈つておるのであり、こ  
の矯激なる運動を抑えつけるといふこ  
とよりも、國民の理解と判断によつて  
矯激なる運動が終頓するように希望し  
ておる。こういうふうな申上げます。  
○竹下豐次君 私のお尋ねしております  
ことは、個々の問題につきまして、  
いろいろ検討しますと、いい方に進ん  
でいるものも、悪い方に進んでい  
るものも両方あると思つておりますが、  
大体今日の労働運動の動きというもの  
を大きく掴んだところで、どういふ傾  
向にあるかという見定め、総務大臣と  
してどう見透していらつじやるかとい  
うことがこの問題になるのであります  
が……





それから第五條、第五條の「失業手  
 する賃金に應じて定められた定額とす  
 おいて、失業の日数が通算して三十日  
 定しよるとするときは、労働大  
 格者の異動、賃金その他、この法律の

施行に關し必要な報告、若しくは受給  
 資格者を出頭させることができる。」  
 それから二項も全部削つてしまいま  
 して、「離職した失業保険の被保険者  
 は、命令の定めるところによつて、従  
 前の事業主に対し失業手当金の支給を  
 受けるために必要な証明書の交付を請  
 求することができる。その請求があつ  
 たときは、事業主はその請求にかかる  
 証明書を交付しなければならない。」  
 二十六條の見出しの「臨検、質問及  
 び検査」。二十六條は「行政廳は、必要  
 があるとき認めるところにおいては、当該  
 官吏に、受給資格者を雇用した事業主  
 の」というのを削りまして、「雇用した  
 事業所に臨検し、」という「臨検し」  
 を削りまして、「立入つて受給資格者  
 の雇用關係及び賃金について、關係者  
 に対して」というのを「対し」と直し、  
 「対し質問し、」その間に点が入りま  
 す。「又は帳簿書類の検査をさせるこ  
 とができる。」二項はその通りであり  
 ます。

これだけが修正であります。これで全  
 部であります。  
 ○委員長(原虎一君) 速記を止めて。  
 (速記中止)  
 ○委員長(原虎一君) 速記開始。本日  
 はこれを以て散会いたします。  
 午後零時二十九分散会  
 出席者は左の通り。  
 委員長 原 虎一君  
 理事 堀 末治君  
 栗山 良夫君  
 赤松 常子君  
 千葉 信君  
 山田 節男君  
 平岡 市三君  
 深川タマエ君  
 奥 むめお君  
 竹下 豊次君  
 早川 慎一君  
 堀井 伊介君  
 穂積眞六郎君  
 松井 道夫君  
 柴田 義彦君  
 専門調査員  
 國務大臣 内閣総理大臣 片山 哲君  
 労働大臣 米窪 満亮君  
 政府委員 労働事務官(職 上山 顯君  
 業安定局長)

第八部 労働委員会会議録第二十号 昭和二十二年十一月十七日【参議院】



昭和三十三年四月四日印刷

昭和三十三年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局